

古文書で探る庶民のくらし

―砂山下荒の潰地―

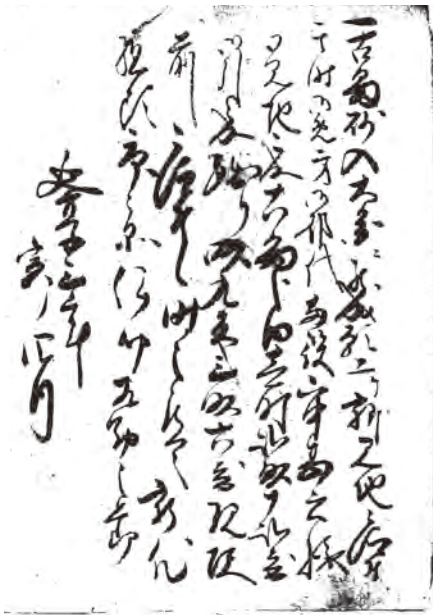
岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

前回「松原村明細帳写」で幕末ごろの松原村の様子を紹介したが、その中に本村（現在の元松原区）の砂の被害が記録されていた。郡役所が、元文5（1740）年と延享3（1746）年の見地で、「砂山下荒」を潰地（耕作不能）と認定し、年貢を免除した記事である。驚くのは、1・7ヘクタールの潰地が百年後の幕末まで存在し、年貢の免除が継続されていたことである。

文書一の「松原村御用要録諸控」にあるので紹介する。

「一、古畠砂入り大分に相成り願ひ上げ、新見地仰せ付けらる。その時、御免方御郡代両役・山中甚六様御見地成され、古畠分の内一町二畝十二歩御引きに成り、残り畝九反三畝六歩現在前仰せ付けられ候。時の庄屋・新作、組頭・市兵衛、仁助相勤めの節、延享三年寅の四月」とある。古畠は、慶長10（1605）年ごろまでに検地された畑である。福

岡藩は、領内の検地を慶長6年から始め、同10年ごろまでに完了したとされている。このときに検地された田畑が古田・古畠で、検地後に開墾などで開発された田畑を一作地と称したのである。その古畠で砂の被害が拡大したので、郡役所に見地と免租を嘆願した。嘆願は受理され、遠賀郡代で免方（年貢担当）兼役の山中甚六が見地を実施したのである。年貢の減免申請は非常に厳格で、村から大庄屋、遠賀郡代、郡奉行へと上申され、その間に現地の再調査や下検査を経て、見地が実施された。申請に被害の過剰申告や不正が有れば厳罰である。また、見地に至るまでの諸経費は全て村が負担したのである。見地の結果、古畠のうち1ヘクタールが免租（徳引き）で、残りの9アールが規定通りの年貢負担となったのである。



▲「松原村御用要録諸控」の見地の記録

次に、潰地の収穫高と免租高について説明する。古田・古畠は、慶長検地で一筆毎の収穫高が決定していた。現在の課税標準額に相当する。詳細は割愛するが、村位

と田畠の等級で反当収量が事前決定されていたのである。この収穫高に村毎の税率を掛けて年貢高を算出したのである。

元文5年に免租の潰地（古田）は、収穫高が7石8斗8升、税率が石別（1石当たり）4斗7升1合（47・1パーセント）で、11俵（3斗3升俵）余の年貢米が免除された。延享3年に免租の潰地（古畠）は、収穫高が4石7斗5升余、税率が石別で3斗8升5合（38・5パーセント）で、5俵余の年貢大豆が免除されたのである。ただし、幕末ごろの税率で計算されている。

さて、本村の被害の発生年度や期間は不明である。その期間を考えると、耕作不能地の年貢を毎年米11俵、大豆5俵上納したかである。潰地は、砂山下荒の自然災害で村側に落ち度は無く、当然免租の対象である。常識では、何度かの見地を経て、最終の被害範囲と免租高が年貢計算上、記録されたと思われる。被害は、長期間の災害であろう。

つづく